

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 明日佳(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、(2)以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、職務執行の対価をいう。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事のうち、当法人の職員を兼務している者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 前項の規定に関わらず役員等から報酬を辞退する旨の申出があった場合には報酬を支給しない。(第1号様式)

### (報酬額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間240万円以内とする。

- 2 理事長の報酬は、別記1「理事長の報酬」に定める額とする。
- 3 常勤役員の報酬は、別記2「常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 非常勤役員(理事長を除く)に対する報酬は、別記3「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

#### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、給与規程に準じて、通勤に要する交通費を通勤手当として支給することができる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の費用は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附則

この規程は平成29年6月28日から施行する。

平成31年4月1日付、 一部改正

令和3年4月1日付、 一部改正

別記1 理事長の報酬（月額）

100,000円

別記2 常勤役員の報酬（月額）

50,000円

別記3 非常勤役員の報酬

理事会出席及び監事監査の都度、謝金として一人一律10,000円

別記4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律10,000円

様式第 1 号

役員・評議員・各委員等報酬・費用弁償に係る  
受領辞退の意思表示書

社会福祉法人 明日佳  
理事長 小野寺 眞悟 様

社会福祉法人 明日佳 評議員・役員等報酬規程第 3 条第 4 項の規定に基づき、次に○を付けた費用について、受け取りを辞退いたします。

- ・理事会出席報酬
- ・評議員会出席報酬
- ・費用弁償

年 月 日

役職・氏名

印